

事務連絡
令和2年6月19日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

「新型コロナウイルス感染症に関するPCR等の検査体制の強化に向けた指針」
における検査需要の見通しの作成等について

新型コロナウイルス感染症の検査については、『新型コロナウイルス感染症に関するPCR等の検査体制の強化に向けた指針』について（令和2年6月2日付け事務連絡。以下「指針」という。）を踏まえ、検査体制の強化に向けた点検に取り組んでいただいているところであり、その中で、今後の感染拡大局面を見据え、ピーク時における検査需要の見通しの作成をお願いしたところです。

今般、「今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について」（以下「医療体制整備事務連絡」という。）において、新たな「流行シナリオ」を踏まえた患者推計をお示しするとともに、「今後を見据えた保健所の即応体制の整備について」（以下「保健所整備事務連絡」という。）において、当該患者推計を踏まえた検査実施件数の算定方法をお示したところです。

指針においては、ピーク時における検査需要の算定に関して、「今後の感染拡大局面を見据え、これまでの当該都道府県や全国的な感染拡大の状況を踏まえるとともに、それを上回る感染拡大も視野において、ピーク時における新規感染者数とそれに対応した検査数の見通しを作成する」こととしており、特定の算定方法を示していませんでしたが、今後、上記の算定方法を活用していただくようお願いします。

検査体制については6月中旬までに点検を行っていただき、6月19日（本日）、点検状況のご報告をお願いしていただきましたので、各都道府県等におかれては、既に作成していただいた検査需要の見通し等は、今後、上記の算定方法を踏まえ、変更していただくことも可能ですので、大変恐縮ですが、暫定値として当初のスケジュールどおりご報告をお願いします。

その上で、検査体制については、今般の医療体制整備事務連絡及び保健所整備事務連絡に基づく全体の体制整備との関係も踏まえ、検査需要もさらに精査の上で、検査体制に関する点検のフォローアップを行っていただきたいと考えており、その状況に関しては、7月上旬に、別途、把握を行うことを予定していますのでよろしくをお願いします。